

住宅防音工事のあらまし

厚木飛行場

令和9年10月1日に指定の区域にお住いの皆さまへ



南関東防衛局

はじめに

南関東防衛局では「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊や在日米軍の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止又は軽減するために、皆様方がお住まいの住宅に対して防音工事の助成を行っています。

厚木飛行場周辺における航空機等の騒音の軽減は重要な課題であり、真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、適切に対応してまいります。

このパンフレットは、皆様方に防音工事の内容と申請の手続き等を知っていただくため、その内容をわかりやすく、ご紹介するものです。

このあらましは住宅防音工事対象区域（第一種区域）の指定の適用日（令和9年10月1日）以降に適用されます。

住宅防音工事対象区域（第一種区域）の見直しにより、令和9年10月1日に解除される現行の区域にお住まいの方は、「住宅防音工事のあらまし 厚木飛行場（令和9年10月1日に解除される現行の対象区域にお住まいの皆さまへ）」をご覧ください。



もくじ

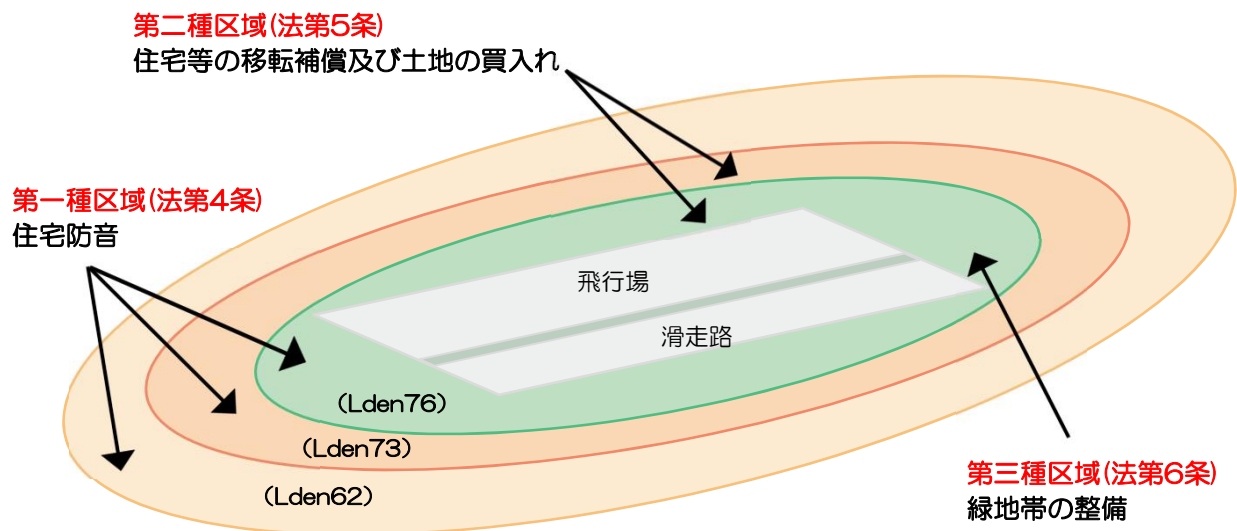
1	住宅防音事業の対象区域	3
2	住宅防音工事とは	4
3	住宅防音工事の助成の手続き	5
4	補助金の額	6
5	設計事務所及び工事請負業者の選定	6
6	機能復旧工事について	7
7	助成を受けられる場合の注意	8
8	事務手続について	8
9	よくあるご質問	9
10	関係法令	14
11	悪質業者への注意	14

1 住宅防音事業の対象区域

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）等は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、防衛大臣が指定します。

指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、又は軽減するために行う防音工事に対して助成を行います。

住宅防音及び移転補償等の対象区域



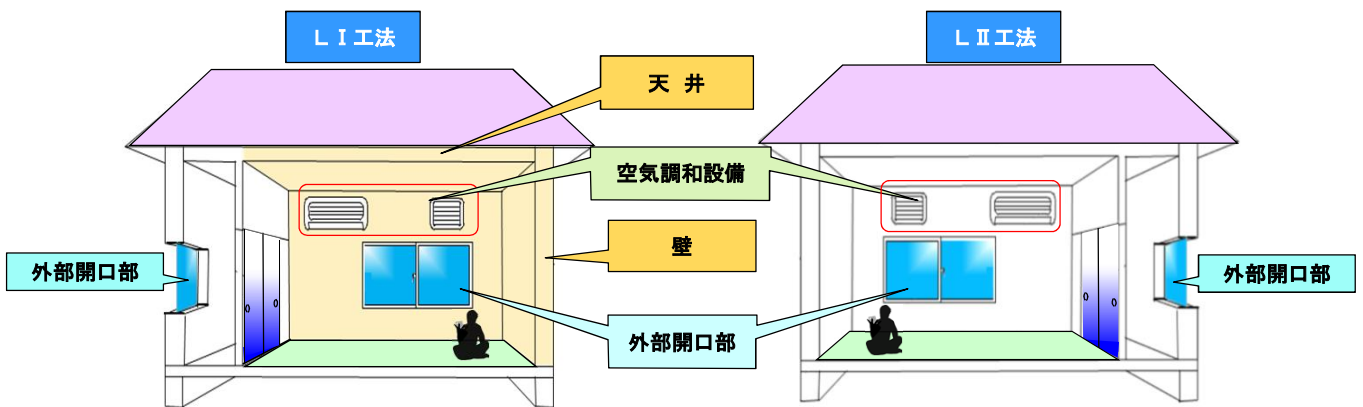
◆対象区域は、コールセンターにお問い合わせいただくか、南関東防衛局、座間防衛事務所に設置した「縦覧図」で閲覧できます。

【Lden】

- Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、「Day Evening Night Average Sound Level」のことです。「昼夕夜平均騒音レベル」とも呼ばれます。
- 航空機の離着陸などに伴い発生する「飛行騒音」に加え、航空機が誘導路上を移動する際に発生する騒音やエンジンテストによる騒音などの「地上騒音」、飛行場内でのホバリングによる騒音も評価の対象とし、時間帯によって重み付けをしています。

2 住宅防音工事とは

- ◆ 家屋全体を一つの区画として行う住宅防音工事です。
- ◆ 住宅に併設され、住宅部分との間に内部開口部がある事務所や店舗部分についても、廊下や階段、洗面所といった居室以外の部分と同様に防音工事の対象範囲とします。



(※例：木造系住宅の場合)

- ◆ 防衛省の定めた住宅防音工事標準仕方書により防音工事を行って頂きます。

※住宅防音工事標準仕方書は、防衛省のホームページ
(https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html) で確認できます。



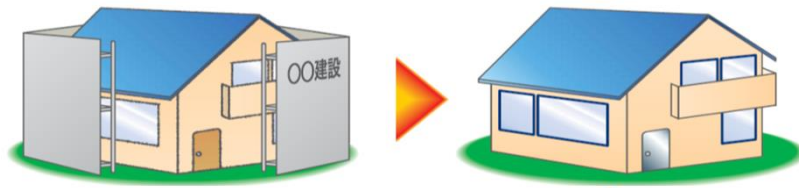
区分	L I 工法	L II 工法
施工対象区域	Lden 6 6 dB以上の第一種区域	Lden 6 2 以上Lden 6 6 dB未満の第一種区域
計画防音量	2 6 dB以上	1 9 dB以上
工事内容	屋根	既存のまま
	天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造
	壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造
	外部開口部	防音サッシ (L I 工法用) の取付
	内部開口部	原則として既存のまま。ただし、障子についてはガラス戸等に交換
	床	原則として既存のまま
	空気調和設備	換気装置及び冷暖房機等の設置 (換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台) (冷暖房機は、原則として、L I 工法の場合最大4台まで、L II 工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外)
	その他	防音工事に伴う必要な工事

3

住宅防音工事の助成の手続き



4 補助金の額



住宅防音工事に係る費用は
原則 100%補助です!

限度額が設けられていますので、それを超えた金額は自己負担となります。

また、ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用についても自己負担となります。

5 設計事務所及び工事請負業者の選定

- 住宅防音工事の実施にあたっては、設計及び工事の施工監理を行う「設計事務所」と、工事を行う「工事請負業者」と、契約を締結していただきます。
- 設計事務所及び工事請負業者については、皆様方ご本人が、その責任において選定していただくこととなります。
(国は、工事請負業者等の斡旋はしていません。)
- 契約は補助金の交付決定後に行ってください。
- 契約後に工事に着手してください。
- 交付決定前に工事に着手した場合は補助金を交付できない場合があります。
- 設計事務所と工事請負業者は、それぞれ別の会社(※)にしていただく必要があります。

※資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない会社等

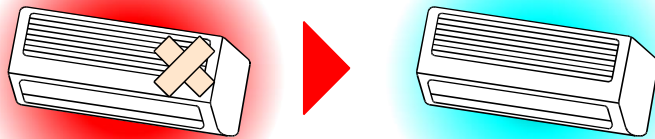


6

機能復旧工事について

1 空気調和機器の機能復旧工事について

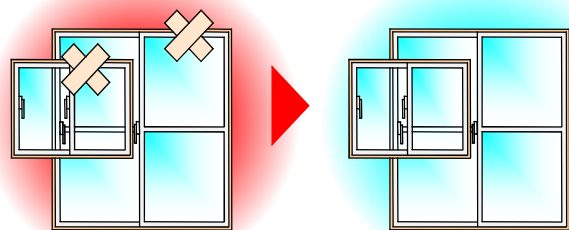
- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
※住宅防音工事により設置した空気調和機器に替えて、補助事業者自らの負担で設置した空気調和機器についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は90%です。（自己負担は10%となります。）
- ただし、助成を受けられる方が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受けている方である場合、補助率は100%となります。



90%補助です！

2 防音建具の機能復旧工事について

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
※住宅防音工事により設置した防音建具に替えて、補助事業者自らの負担で設置した防音建具についても、住宅防音工事完了日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない場合は対象となります。
- 補助率は100%です。



100%補助です！

7 助成を受けられる場合の注意

- 住宅防音工事は、皆様方ご本人が国に補助金を申請し、補助事業者となって設計事務所及び工事請負業者を選定し、契約して工事を実施する事業です。
- 設計や工事を途中で中止する場合、それまでにかかった設計費や工事費などの費用は、皆様方ご本人の負担となる場合がありますので、十分にご注意下さい。（国からお支払いできません）
- 希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかる場合があります。

8 事務手続について

- 住宅防音工事を実施する上で皆様方には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいています。
- 皆様方が行う書類作成等の事務手続については、国や国が委託した者がお手伝いをさせていただきます。
- 事務手続の一部について、電子メールでやり取りをすることが可能ですので、希望する場合は、交付申込書の提出前に国や国が委託した者に申し出てください。

（注 意）

- 皆様方が自ら事務手続を行う場合においても、要した費用をお支払いすることはできません。
- 皆様方をお手伝いするための費用は、国が委託先に直接支払いますので、皆様方へのご負担はありません。
- 国の職員や国が委託した者などが、一時的であっても、皆様方へ金銭を請求することはありませんので、もし、金銭を要求された場合は、要求に応じず、南関東防衛局までご連絡ください。
- 電子メールでのやり取りを希望する場合は、各種書類に必要事項を記入した後、自らがPDF形式に変換した上で電子メールにより送付していただく必要がありますので、書類をPDF化できる設備（スキャナー等）が必要となります。



9

よくあるご質問



Q 1

住宅防音工事の対象となる住宅は、どんな住宅ですか？

決められた時期までに建てられた住宅が対象となります。下記の表をご確認ください。

希望届をお出しいただく前に不動産登記簿等で建設時期をご確認ください。

詳しくはコールセンターにお問い合わせください。

●南関東防衛局 コールセンター

TEL：0570-00-6000



A 1

(防音工事)

対象地域	区分	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	令和8年3月25日に告示され、 令和9年10月1日に適用される区域	令和9年10月1日までに 建設された住宅

※新たに対象となる住宅の希望届の受付は令和9年1月4日から開始

(空気調和機器機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	防音工事または空気調和機器機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅

(防音建具機能復旧工事)

対象地域	希望届受付対象住宅
厚木飛行場周辺	防音工事または防音建具機能復旧工事が完了して10年以上経過した住宅



Q 2

私の家は住宅防音工事の対象区域に入っていますか？

次の方法でご確認いただけます。

①南関東防衛局 webサイト

②南関東防衛局 コールセンター

TEL：0570-00-6000

③南関東防衛局及び座間防衛事務所に置かれた「縦覧図」でも確認できます。



A 2



Q 3

住宅防音工事希望届はどこにありますか？

南関東防衛局のホームページに掲載しています。
また、南関東防衛局、座間防衛事務所にあります。
工事を希望される場合は、所要事項を記入のうえ、南関東防衛局へ
郵送又は電子メールで送付して下さい。新たに対象となる住宅は、
令和9年1月4日から希望届の受付を開始します。
(宛先は住宅防音工事希望届に記載されています。)
[https://www.mod.go.jp/rdb/s-
kanto/effort/plan/airfield-jutakuboun/index.html](https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/effort/plan/airfield-jutakuboun/index.html)



A 3



Q 5

住宅防音事業補助金交付申込書を提出すれば、防音工事ができるの
ですか？

ご提出いただいた書類を審査し、現地調査を行ったうえで判断する
こととなります。
場合によっては対象とならないことがあります。



A 5



Q 6

交付申込書を提出するときに、どのような書類が必要ですか？

以下の書類が必要となります。※1

- ① 登記事項証明書又は家屋所在証明書※2
- ② 住民票（世帯全員記載のもの）
- ③ 運転免許証等の写し（現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は添付不要）※3

- ※1 ①及び②は交付申込書の提出前の3ヶ月以内に作成されたものを提出してください。
※2 家屋所在証明書は、発行していない自治体もありますので、その場合は登記事項証明書をご提出ください。
※3 借家の場合は所有者と借家人両者のものが必要です。
運転免許証等とは、運転免許証、マイナンバーカード、健康保険の資格確認書、在留カード、特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、工事希望者その他の所有者等が本人であることを確認するに足りるものをいいます。
個人番号並びに被保険者等記号・番号等が記載された書類については、当該記載に黒塗り等を行い、判別不可能な状態にして添付してください。

注1 書類を揃える前に、不動産登記事項証明書等で、対象となる時期までに建
てられた住宅かを確認することをお勧めします。

注2 その他、必要に応じて別途書類を提出していただく書類があります。



A 6



工事請負業者や設計事務所がよく営業に回ってきますが、国が工事請負業者等を指定しているのですか？

国が工事請負業者等を指定、斡旋することはありません。
工事請負業者は皆様方ご本人の責任において選んでいただきます。



工事請負業者等との契約は、誰が行うのですか？

皆様方ご本人が交付決定後に工事請負業者等と契約を結んでいただきます。工事は契約締結後、実施していただきます。



事務所・店舗部分は、全て防音工事の対象となりますか。

防音工事の対象となる事務所・店舗部分は、住宅に併設され、住宅部分との間にある内部開口部で行き来できる場合に防音工事の対象となります。
そのため、間取りによっては対象とならない場合があります。



事務所・店舗部分のエアコンは助成の対象となりますか。

事務所・店舗部分に現にエアコン等が設置されていない場合は、当該住宅に設置可能な台数の範囲内で事務所・店舗部分の空気調和機器についても助成の対象となります。





Q10

住宅防音工事標準仕方書に記載されていないサッシなどを使用することは可能ですか？

住宅防音工事標準仕方書に記載されていない木製サッシなどの使用をご希望される場合は、その製品が住宅防音工事標準仕方書に記載している遮音性など一定の性能を満たしていることが要件となります。

なお、現在使用している製品よりも高価な製品を使用する場合、そのグレードアップするための費用は自己負担となります。



A10



Q11

防音工事と併せて、床等の張り替え工事もできますか？

可能ですが、その分は自己負担となります。



A11



Q12

これまでに防音工事を実施しましたが、一部の居室は工事を実施していない場合、防音工事の対象となるのですか。

これまでの防音工事で工事を実施していない居室についても、防音工事の対象となります。

ただし、追加防音工事、一挙防音工事、区画改善工事、外郭防音工事を実施した住宅については、直近の防音工事完了後、10年以上経過した場合に対象となります。



A12



Q13

これまでの防音工事で居室の工事は終わっており、今回、廊下、玄関のみを希望したいのですが、防音工事の対象となるのですか。

直近の防音工事が完了した日から10年以上経過し、防音工事を行った居室の建具復旧工事と同時に行う場合に、ユーティリティー部分（廊下、玄関等）も防音工事の対象となります。



A13



Q14

以前復旧工事で交換していただいたエアコンやサッシが故障したのですが、再度、復旧工事の希望届を提出することはできるのですか？

復旧工事完了の日から10年以上が経過し、現にその機能の全部または一部を保持していない空気調和機器又は防音建具を対象として、希望届の受付を行っております。



A14



Q15

家を建て替えた場合や今後建て替える場合には住宅防音工事の対象となりますか？

対象区域を指定した時に建っていた住宅については、その住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、建て替えた後の住宅で防音工事をする場合に対象となります。

建て替えに合わせて住宅防音工事を実施することも可能です。その際、現在の住宅が既に住宅防音工事を実施している場合は所要の手続きが必要となります。



A15



Q16

防音工事を実施した家を改造したいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、コールセンターまでお問い合わせ下さい。



A16



Q17

防音工事を実施した家を売りたいのですが？

所要の手続きが必要となりますので、コールセンターまでお問い合わせ下さい。



A17



Q18

その他、詳細なことを知りたいのですが、問い合わせ先はどこですか？

コールセンターにお問い合わせください。

●南関東防衛局 コールセンター

TEL：0570-00-6000



A18

10 関係法令

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

(住宅の防音工事の助成)

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

第八条 法第四条の規定による第一種区域の指定、法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び法第六条第一項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

11 悪質業者への注意

- 一部工事請負業者や設計事務所による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われており、苦情が寄せられています。
- 国が工事請負業者等に勧誘を依頼することはありませんのでご注意ください。
- 工事請負業者等との契約は補助金の交付の決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者等を選ぶ必要はありません。
- 皆様方の事務手續のお手伝いについて、国が委託先以外の者に依頼することはありません。
なお、その費用を皆様方に請求することはありません。



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関

●南関東防衛局 コールセンター

TEL： 0570-00-6000

●南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、住宅防音第2課

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

TEL：045-211-7113

URL：<https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/effort/plan/airfield-iutakuboun/index.html>

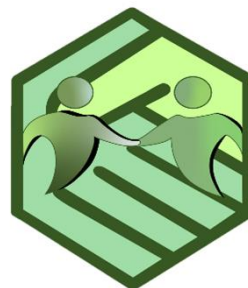
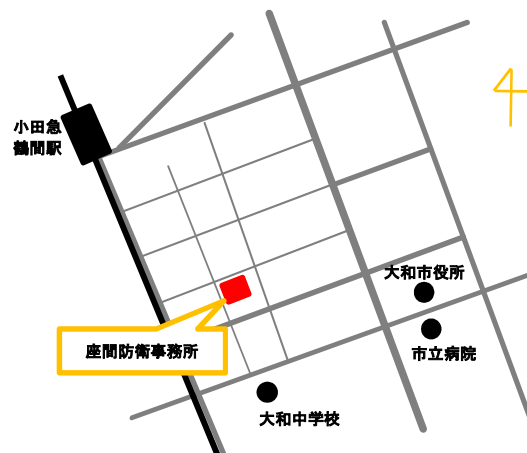
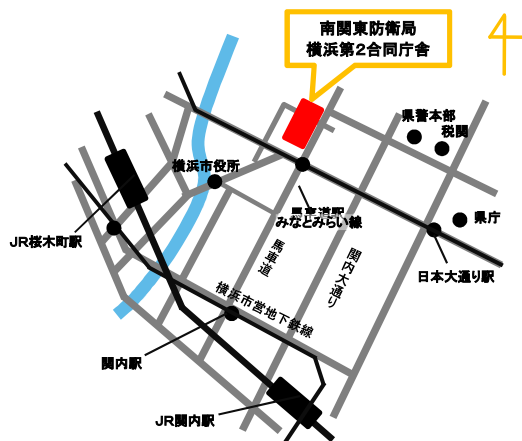


●座間防衛事務所（厚木飛行場）

〒242-0004

神奈川県大和市鶴間1-13-2

TEL：046-261-4332



令和8年3月現在